

# 住民基本台帳ネットワークシステム における本人確認情報に係る 「プッシュ型通知」の導入

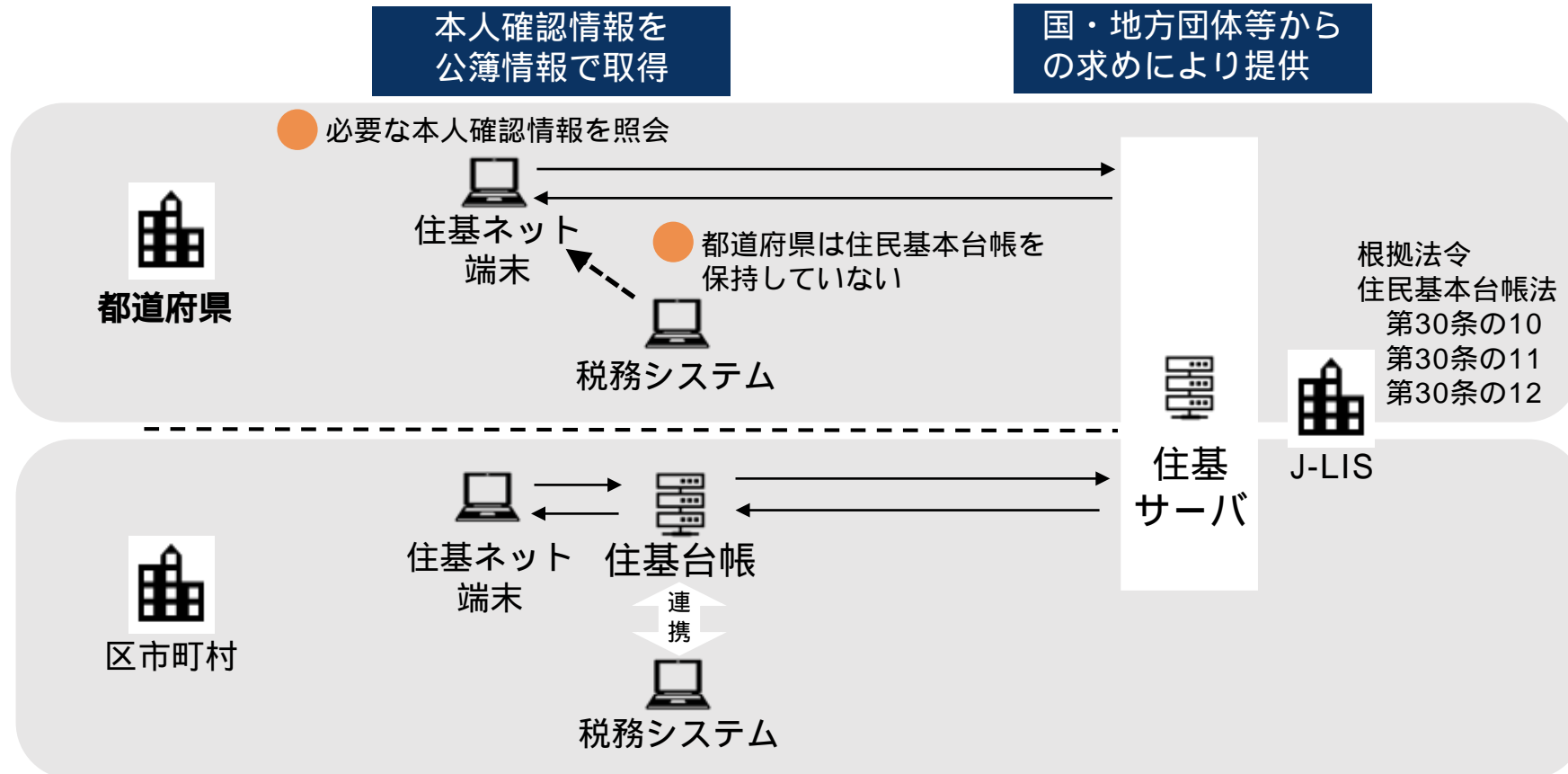
東京都主税局

# 目次

1. 現状
2. 課題（支障）
3. 解決策（提案内容）
4. 効果

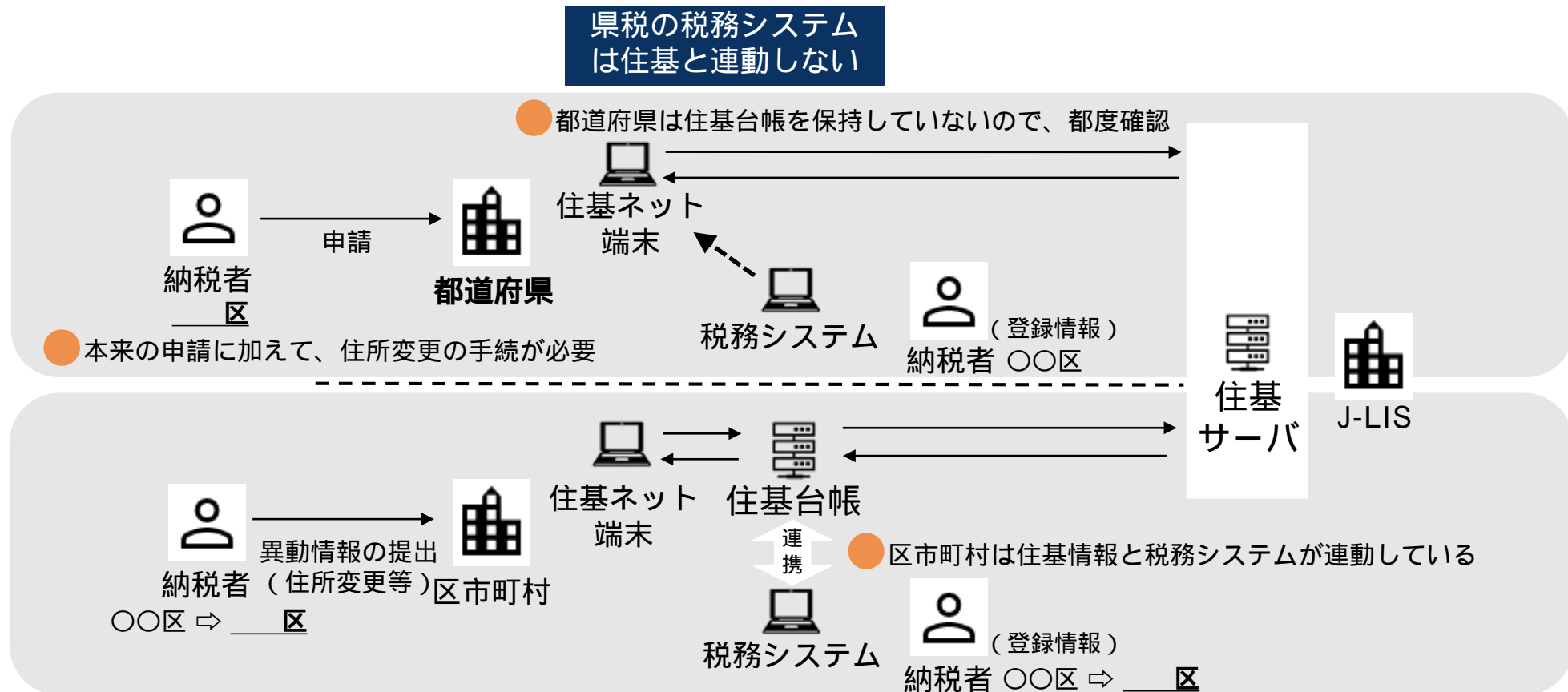
# 1. 現状

「賦課税目」については、課税庁において納税義務者の住所、氏名等、本人であることを確認する「本人確認情報」を住民票等の公簿情報で把握しているが、都道府県では最新の公簿情報を保有していないことから、主に住民基本台帳ネットワークシステム「住基ネット」を用いて照会を行っている。



# 2. 課題（支障）

納税者からの申請等で本人確認を行う際、都道府県が把握している住所情報と異なる場合は、住所履歴を確認する等納税者・都道府県双方に手間が生じる。



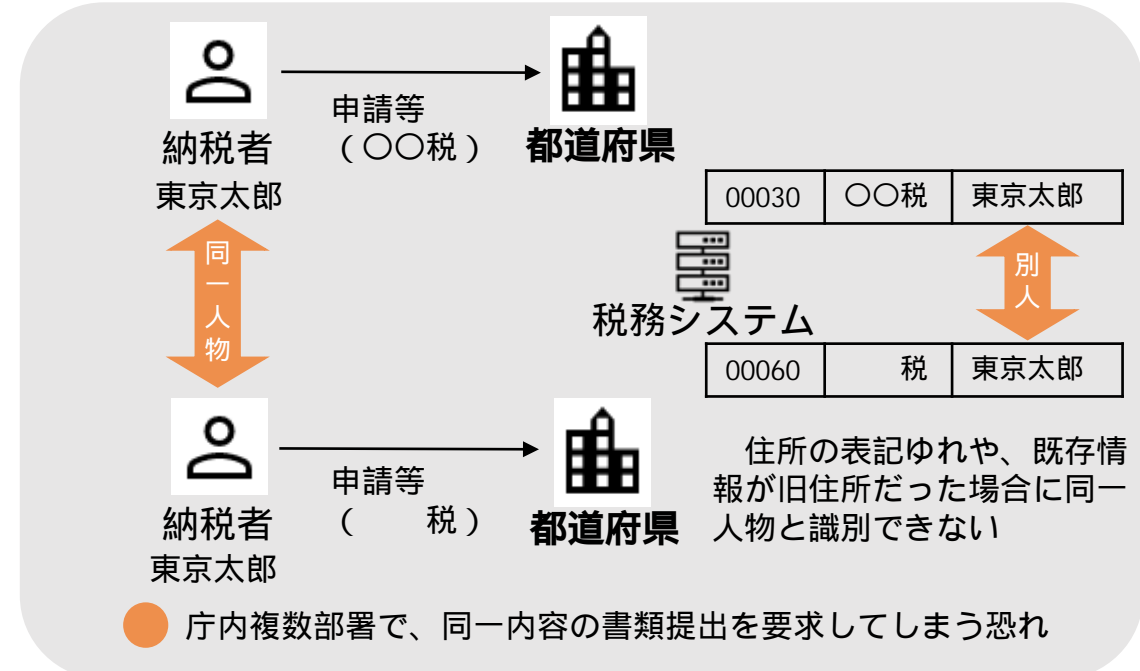
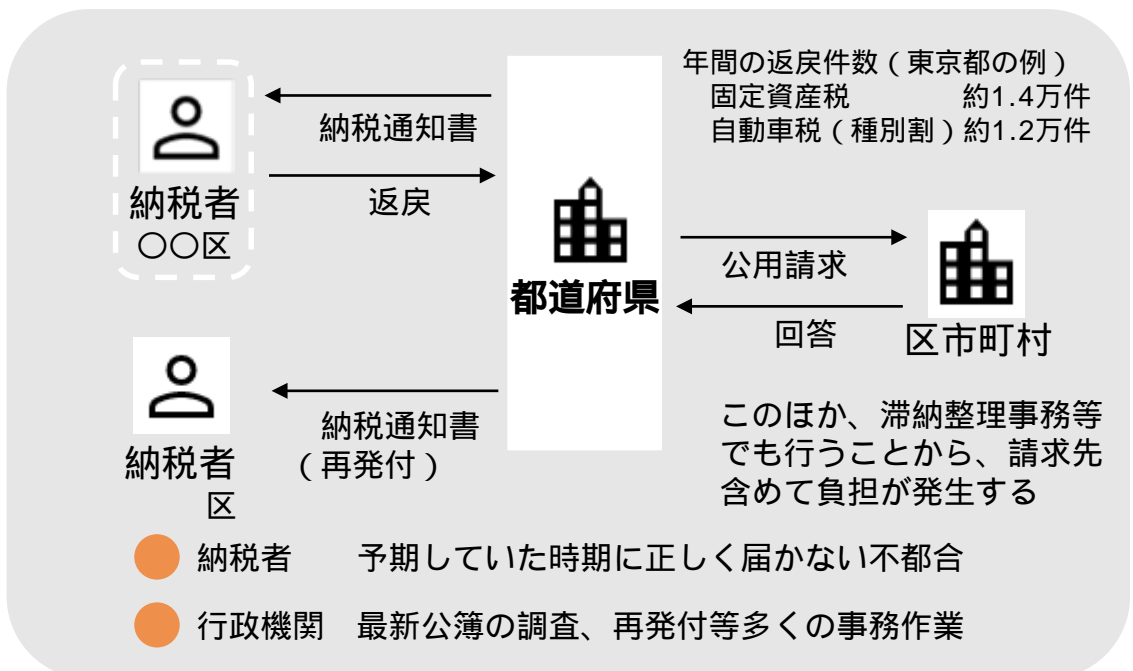
15

# 2 . 課題（支障）

納税者情報が最新のものでない場合納税通知書の郵便返戻が多発し、住所調査業務等の負担が生じている。また、都道府県の税務システムでは納税者情報とマイナンバーの紐付けが行われておらず、住所等も自動では更新されないため、同一人物がシステム内で別人と扱われることになる。



16



注：市町村においても「住登外」の場合は都道府県と同様となる

「住登外」納税義務のある自治体と住民登録のある自治体が異なるケース 例：八王子市で固定資産税を課税されるが、住民登録は横浜市にある

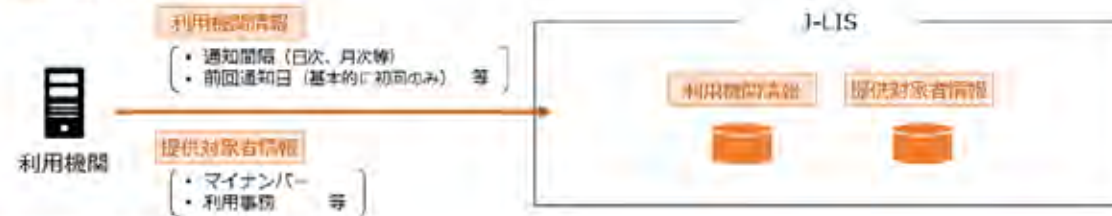
### 3. 解決策（提案内容）

総務省自治行政局住民制度課を事務局として実施された「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において検討された「プッシュ型通知」を実現すること。

#### 住基ネットにおけるプッシュ型の情報提供（案）

○ 利用機関があらかじめ登録した住民に異動が発生した場合に、該当者の本人確認情報をプッシュ型で提供する。

##### 1. 利用機関による登録・更新



##### 2. 異動者情報の蓄積

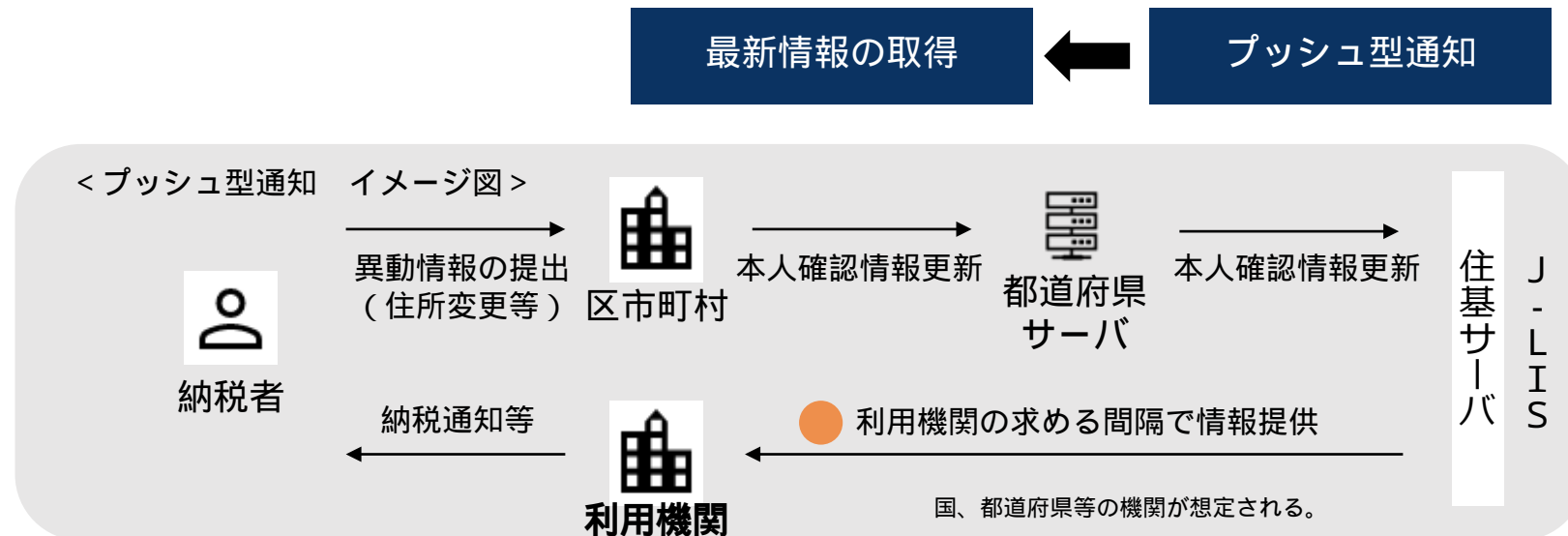


##### 3. プッシュ型の情報提供



### 3 . 解決策（提案内容）

都道府県においても、税務情報と住基システムの本人確認情報がタイムリーに連携できるようにするためには、本人確認情報に異動があった納税者について、住基システム側から都度又は一定の頻度で都道府県に対して異動情報の提供を行うプッシュ型通知の仕組みの導入が考えられる。



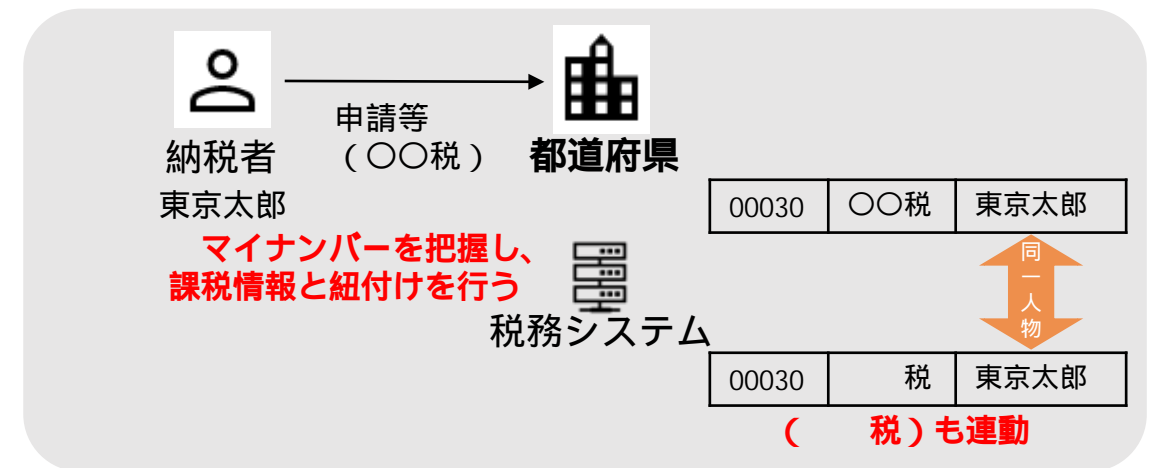
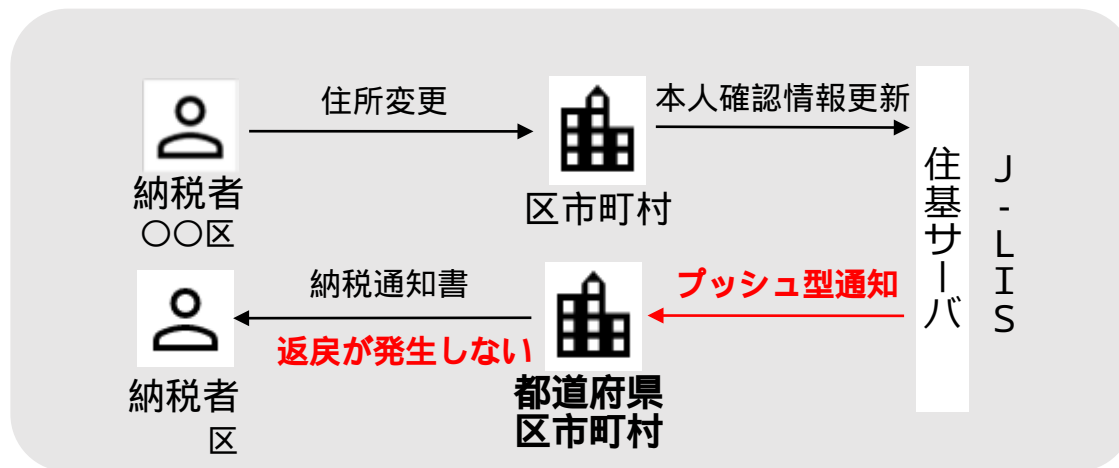
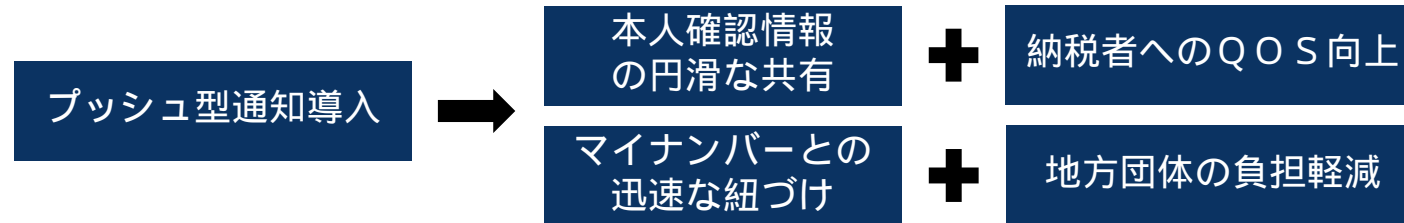
『令和4年度東京都税制調査会報告』より引用

## 4 . 効果

都道府県においても最新の公簿情報を取得できることで、納税者の利便性向上と行政の効率化が実現する。

また、この制度改革は都道府県のみならず区市町村における「住登外」への対応に活用でき、全ての地方公共団体に対して効果が見込まれる。

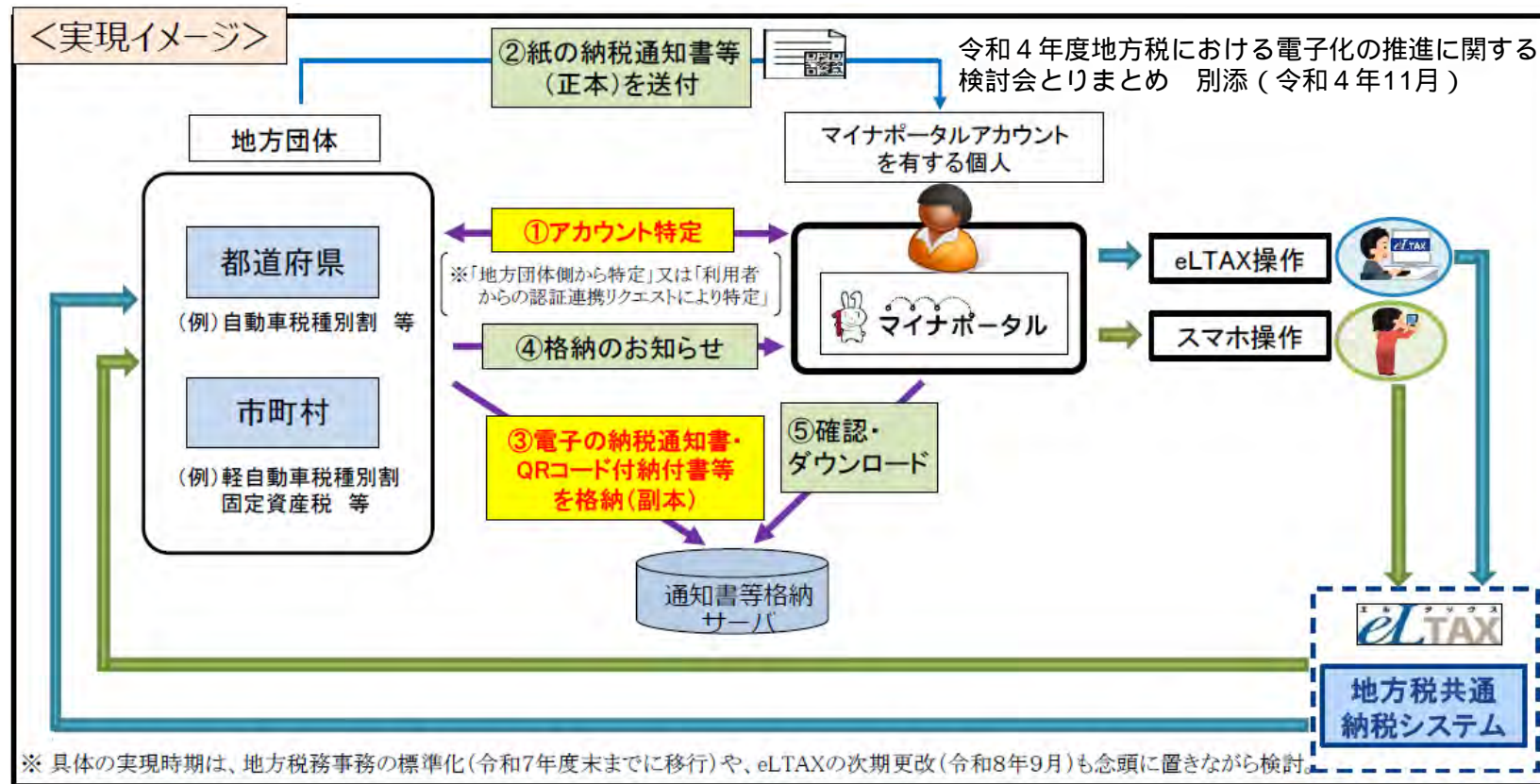
19





## 4. 効果

納税者情報とマイナンバーの紐づけが容易になることで、バックオフィス連携によるワンスオンリーへの対応や現在総務省のWGで議論を進めている処分通知（納税通知書等）の電子化等、行政のデジタル化を強力に推し進めることができる。



## 4．効果

(補足)

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』(2023年6月9日)において、「公共サービスメッシュ」による情報連携の基盤として、プッシュ型サービスの実現が明記されている。

今回の提案自体は住民基本台帳制度を基としているが、国が目指す国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザインのなかで、行政機関への本人情報が「プッシュ型通知の実現」により行われることを強く要望するものである。

### 情報連携の更なる推進

- ・ 更なる添付書類の削減やプッシュ型サービス実現のため、行政が保持するデータを様々なユーザーやシステム同士で安全・円滑に連携。
- ・ 情報連携の基盤である公共サービスメッシュを2025年度(令和7年度)中に整備する。

マイナンバー制度における行政機関間のバックオフィス連携(公共サービスメッシュへの移行により現行インフラを新たな手法に転換。短期間での大量の連携等に対応する処理能力の飛躍的向上や、中間サーバについて共通機能を提供し個別構築を不要とする)

地方公共団体内の住民情報の活用(プッシュ型サービス実現のため、地方公共団体内の住民情報の活用にかかるモジュールをガバメントクラウド上で整備し、地方公共団体の任意に応じて活用可能できるようにする)

デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要)スライド13より

「各種証明書の公用請求様式の統一」

提案団体：群馬県北群馬郡吉岡町

共同提案団体（すべて群馬県）

桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町

1. 求める措置の内容

住民票等の各種証明書及び戸籍に関する証明書（以下「各種証明書」という。）の公用請求について、官公庁が作成する公文書（請求書）様式の統一化を求める。

2. 提案に至った背景

各種証明書の発行の公用請求は、日々行われており、発行担当者が対応しているところであるが、様式が統一されていないことで、様々な支障があり、制度改正をするため提案を行うもの。

3. 現状と支障について

(1) 公用請求の制度と様式の現状

公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）第 8 条第 1 項において、公文書を提出してしなければならないとされている。また、当該公用請求に係る記載事項は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 第 2 項並びに第 20 条第 2 項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第 8 条及び戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省令・自治省令第 1 号）第 5 条第 2 項第 1 号に定められており、戸籍の証明書に関する公用請求に係る記載事項は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 2 項及び第 10 条の 4 において定められている。

それぞれの法律に規定されている記載事項については、以下のとおり。

証明書の名称	記載事項
住民票、戸籍の附票	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称</li><li>・現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名</li><li>・当該請求の対象とする者の氏名及び住所（戸籍の附票については、戸籍の表示）</li><li>・請求事由</li><li>・事務所の所在地</li></ul>
戸籍	<ul style="list-style-type: none"><li>・請求の任に当たる権限を有する職員の官職</li><li>・当該事務の種類</li><li>・根拠法令</li><li>・利用の目的</li><li>・その他市町村長が求める説明事項（戸籍の表示等）</li></ul>

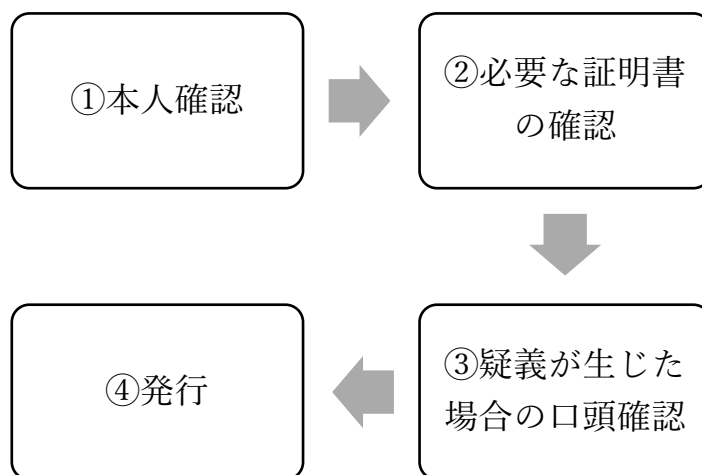
以上のように、基本的な記載事項のみが定められている。

公用請求については、様式が統一されておらず、記載事項を満たすものを請求者が必要に応じて作成しており、様式ごとに記載する内容が同じでも記載事項の項目の位置、表現の仕方が違うことにより、証明書等の発行者の確認に時間がかかるなど様々な支障が生じている。なお、各士業（弁護士、司法書士、行政書士等）においては、公用請求と同様に職務上必要な場合に各種証明書を請求できることとされているが、士業ごとに様式が決まっているため、記載事項の項目の位置、表現の仕方に違いはなく、証明書等の発行者の確認作業が公用請求よりも容易に行え、スムーズに事務を行うことができています。

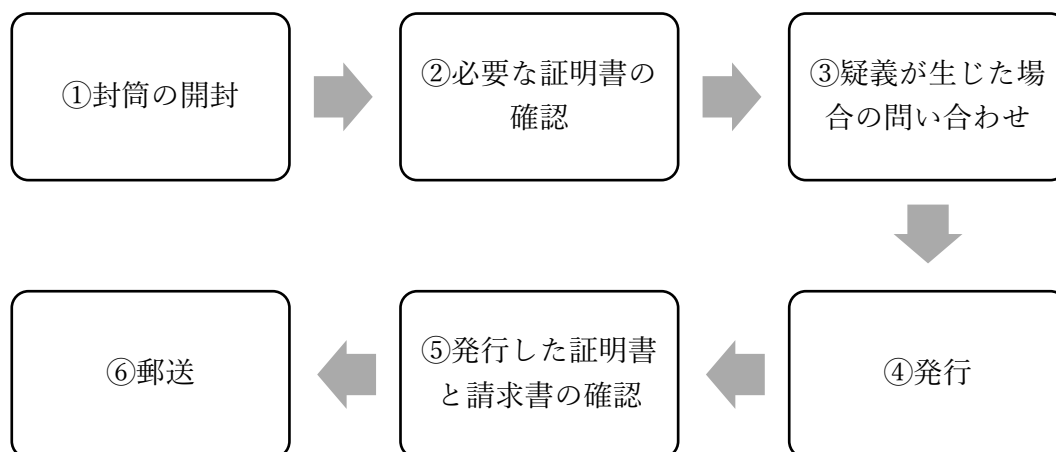
(2) 公用請求の事務の流れと様式が統一されていないことで生じる影響

吉岡町における公用請求を受けた場合の事務の流れは、次のとおりである。

ア 窓口での請求



イ 郵送での請求



2つのパターンがあるが、現状としては圧倒的に「イ」（郵送での請求）の方が多くなっている。

「ア」（窓口での請求）については、公用請求の申請書に疑義があった場合でも、持参した者にすぐに口頭で確認が取れ、解決を図れることから、対応する時間は比較的短時間となる。

「イ」(郵送での請求)については、様式の統一化がされていないことにより、②、③、⑤の手続きにおいて、大きな影響が出ている。

具体的には、②の段階で、申請書に必要項目の記載漏れがあることで、③の問い合わせが発生したり、住民票における続柄や本籍の表示等選択できる項目について記載がないことから、非表示で返送したところ、差し替えが必要になったり、②及び⑤の確認の段階で、必要な項目の記載はあるものの、その他の事項が依頼文の文中や備考欄等に記載されており証明書を発行し直し等が生じている。これらは、申請書ごとに項目の位置や表現の仕方が統一されていないことに起因していると考えられる。

### (3) 様式の問題点の例と各団体の項目の位置の比較

実際にどのような様式での申請があるのか、実際に吉岡町に対し提出された5つの申請書(様式A～E。実際に吉岡町に請求のあった申請書を基に作成したイメージ資料。)について、どのような問題点があるのか整理する。次に(2)でも述べたように、項目の位置が統一されていないことで、それぞれの項目の確認に時間を要していることについて検証を行う。

#### 【5つの様式のそれぞれの問題点】

##### ア 様式Aの問題点 ※資料A

- ・上段の表において、「本籍地」と書いてあるものは本籍の誤りであること。
- ・「本籍」と「筆頭者」は、戸籍の表示であり、セットとして考えられているものであるのにも関わらず、位置が遠く、視認性が悪いこと。
- ・上段と下段の表の間に、「戸籍の表示がされたもの」と書かれているが、これが一見何の証明書においてなのか判断がつかない。下段の備考欄に、「全事項省略なし」と書かれているので、それで足りるため不要であること。

##### イ 様式Bの問題点 ※資料B

- ・戸籍の証明書の請求をしているのにも関わらず、本籍は空欄で、最後の行に※印で本籍が未記入であっても本籍があれば交付するよう書かれていること。
- ・必要な証明書に「世帯全員の住民票の除票」とあるが、そもそも除票は請求対象者のものしか出すことができないため、記載誤りであること。
- ・個人番号が入っていないものが必要であるということについては、必要な証明書のすぐ下に書かれているが、住民票の続柄及び本籍の表示については、最後の行に書かれており、統一性がなく視認性が悪いこと。

##### ウ 様式Cの問題点 ※資料C

- ・依頼文中には死亡していれば除籍謄本が必要と記載されているが、下段の表内には除籍謄本に丸印がついておらず統一性がないこと。
- ・下段の表中に戸籍の証明書の請求に必要な項目である筆頭者の欄がないこと。

##### エ 様式Dの問題点 ※資料D

- ・必要のない除籍抄本等にも全て丸印をつけていること。
- ・戸籍の証明書の請求に必要な項目である筆頭者の欄がないこと。

オ 様式Eの問題点 ※資料E

- ・住民票と戸籍等に分かれており、それぞれ区分されているが統一性がないこと。(住民票では全と一、戸籍等では謄と抄)
- ・備考欄があるのにも関わらず、狭いため活用されておらず、申請書右下に必要事項が小さく書かれていること。
- ・表中に戸籍の証明書の請求に必要な項目である筆頭者の欄がないこと。

【5つの様式の項目位置の比較】

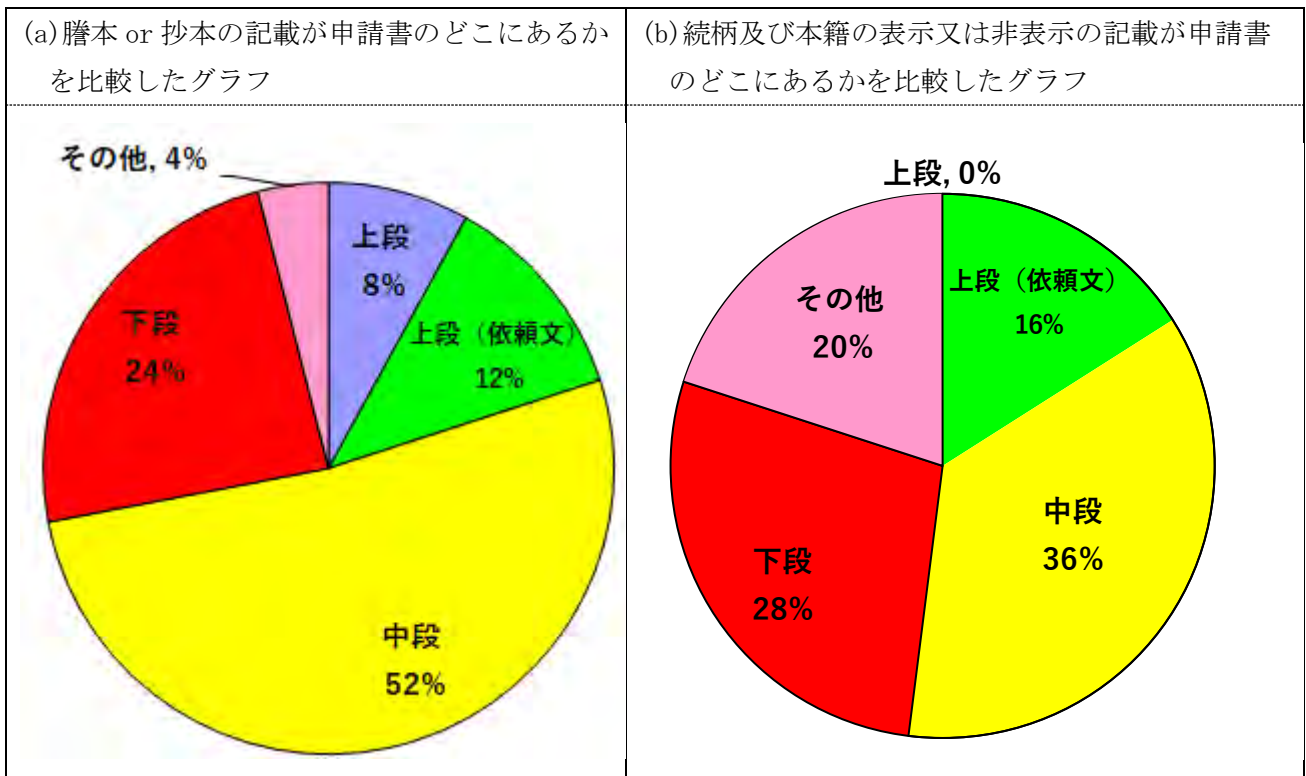
ここでは、令和5年3月から6月までに吉岡町に請求のあった申請書から無作為に25件を抜粋し、証明書の発行に必ず確認が必要な項目に焦点を当て、項目の位置の比較を行った。ここでいう必要な項目とは次のとおり。

- ①各種証明書における謄本と抄本のどちらが必要かの記載
- ②住民票における続柄及び本籍を表示するか否かについての記載
- ③戸籍の附票においての本籍を表示するか否かについての記載

比較方法としては、項目の位置を請求書の上段・中段・下段・その他に分けた上で、上段の位置に依頼文があることが多いことから、上段の内、依頼文中であるかないかについて分けることとし、依頼文中にあるものを上段（依頼文）と表記することにした。また、「その他」については、発行担当者が各申請先に問い合わせをして疑義の確認をしなければならないものを選定した。

証明書の種類	必要項目の種別
住民票	(a) 謄本 or 抄本の記載 (b) 続柄及び本籍の表示 or 非表示の記載
戸籍の附票	(a) 謄本 or 抄本の記載 (b) 本籍の表示 or 非表示の記載
その他戸籍の証明書	(a) 謄本 or 抄本の記載

上記の表のとおり、(a)と(b)それぞれにおいて、項目の位置の比較を行った結果が以下の円グラフのとおりである。



【様式の問題点と項目の位置についてのまとめ】

- ・ 様式A～Eにおいてそれぞれ異なる問題点があり、内容も様々であることから、様式が統一されていないことで、それぞれの担当者が独自に作成していることが伺える。
- ・ 内容だけでなく、項目の位置が統一されていないことにより発行側において視認性が悪い。それにより、統一的な確認ができず、発行時及び確認時に様式が統一されていなければかけることのない多大な労力と時間を要している。
- ・ 項目の位置の比較から分かるように、(b)のその他に分類されるものが全体の20%と割合が大きく、発行担当者が申請元に問い合わせる必要が多いことが分かる。

(4) 共同提案団体へのヒアリングによる検証

ア ヒアリング方法

共同提案団体である桐生市、みなかみ町及び榛東村の3団体にヒアリングを行った。各団体の選定理由としては、それぞれ人口規模の違う市町村を1つずつ選定することで、公用請求の様式が統一されていないことによって生じる影響について検証するだけでなく、その影響が人口規模によって違いがあるかについても、検証することができる可能性があるためである。

イ ヒアリング項目と結果

以下の表のとおり。

自治体名	①最新の人口	②各種証明書発行担当職員の数とその他の事務分掌 (1)各種証明書発行担当職員の内訳 (2)その他の事務分掌	③公用請求の申請書の様式が統一されていないことによって起きている問題等	④その他公用請求の様式統一化への意見
桐生市	103,688人 (令和5年5月31日現在)	(1)証明書発行する権限を持っている職員は、35人 (2)発行業務以外の事務 ・「戸籍に関すること」 ・「住民基本台帳に関すること」 ・「個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関すること」	・初任者は、まず請求様式ごとの特徴（対象者の氏名欄や備考欄の位置等）を覚える必要があるが、様式の種類が多く慣れるまでに日数がかかること。 ・改製原戸籍および附票が必要である等の範囲を指定する文章が小さく書かれていることに気が付かず戸籍謄本等を発行したことがある。後日請求者から連絡があり、追加で送付した。こちらの頻度は少ないが、電話での対応および発行した証明書と請求書の内容の確認、再送する手間があるため、負担となっている。 ・請求者が求めている証明範囲が詳細に記入されておらず、どの証明を発行してよいか分からないことがある。その際は、請求者が求めている証明範囲を確認するために電話で問い合わせを行っている。しかし、請求者が不在である等、折り返しの電話を待つため、処理まで時間がかかるので、書類の一時保管など負担となっている。	左記のトラブル解消、確認業務負担の軽減のため様式の統一をしてもらいたい。
みなかみ町	17,465人 (令和5年6月1日現在)	(1)郵送：1名、窓口：3名 ※事務分掌上は計4名だが、管理職も含め実質は5名で対応 (2)発行業務以外の事務 ・印鑑登録 ・戸籍業務 ・マイナンバーカード ・公的個人認証 ・在留関連業務 ・パスポート業務 ・人口動態 ・住基ネット ・相続税法第58条関連業務	・必要な証明書に関する記載方法が様々（証明書の種類のみの記載、表形式等）であり、どの証明書を取得したいのか分かりにくいケースが多くある。 ・項目の位置が統一化されていないことにより、統一的な行程での請求書の内容確認作業ができず、確認作業だけでも時間を要する非効率な現状がある。 ・請求書の記載項目が様々であり、「住所又は本籍」等曖昧な情報の項目がある。そのため、受付側で請求内容をくみ取って対応するケースがある。しかし、それでも不明な点は多くあり、その都度電話で問い合わせを行って聴取する等、確認作業の手間が増えている。 ・請求内容が証明書の種類のみの記載に限られている等具体的に示されていないため、その請求内容を理解し、必要な証明書の種類を判別する作業が負担である。戸籍の証明書に関しては、証明書の種類を記載するより、「範囲（出生から死亡まで等）」を記載してあるほうが、受付側は理解しやすいと考える。	・必要事項を網羅されていない内容のもので統一された場合に、今以上に確認作業が必要になることが危惧されるため、請求書の統一様式を作成する際は、実務を経験している自治体職員に作成してほしい。 ・当該規定に倣った記載方法等の指導が可能となるため、統一する請求書に関する記載ルール等も併せて規定してほしい。



榛東村	14,596人 (令和5年6月1日現在)	<p>(1)住民係員6名(正職員3名、会計年度3名) うち、郵送担当2名(公用請求1名、公用請求以外1名)</p> <p>(2)発行業務以外の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍業務</li> <li>・住民基本台帳事務に関する業務</li> <li>・印鑑登録</li> <li>・マイナンバーカード関係業務</li> <li>・改葬関係業務</li> <li>・パスポート業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式が多様であることが原因で、適切な証明書を発行できず再発行の手間がかかること、読み込みや確認に時間を要すること等が発行側の負担となっている。</li> <li>・請求側としても、必要な証明書が交付されなかったり、発行側からの照会に回答するなど、交付されるまでに時間を要することで、対応の負担になっている。</li> </ul> <p>〈改善を要する事例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求の事務担当者氏名、対象者氏名、証明して欲しい者の氏名等の記載欄が混在していて情報を把握しづらい。請求者(事務担当者)については請求情報とは別に欄外等に記載願いたい。</li> <li>・請求に必要な情報が備考欄や欄下に小さい文字で記載されていると見落とすことがある。請求したい情報(誰の/範囲/証明書の種別)を明確に記載してほしい。</li> <li>・検索時の正確性を高められるため、生年月日を請求側で把握している場合はできる限り記載してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題解決のため、わかりやすい表記の様式で統一してほしい。</li> </ul>
参考：吉岡町	22,464人 (令和5年6月1日現在)	<p>(1)担当者2名+会計年度職員2名</p> <p>(2)発行業務以外の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録</li> <li>・戸籍業務</li> <li>・住民票異動(転入、転出、転居等)</li> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・改葬関係業務</li> <li>・パスポート業務</li> <li>・支援措置</li> </ul>		

#### 【ヒアリング結果のまとめ】

- ・人口規模に関わらず、公用請求において様式が統一されていないことで、どの証明書が必要であるのか等の確認のために時間と労力が割かれていることが分かる。特に、どの証明書が必要であるのかの確認については、必ず確認が必要な項目であるのにも関わらず、分かりにくいと感じていることについては問題視すべきである。
- ・項目の位置が統一されていないことにより、統一的な過程での請求書の内容確認作業ができず、確認作業だけでも時間を要するため、非効率的な事務となっている。
- ・人口規模が小さい市町村ほど1人の職員が抱えている事務の種類が多岐にわたる傾向があるため、統一様式がないことで、業務が非効率であることによるその他の事務への影響は大きいと考えられる。
- ・その他、統一様式を作成する際には、実務経験者が作成に関わることや、様式の記載方法についても併せて作成してもらいたいとの要望もあった。

### 3. 公用請求の様式を統一することの効果と展望

#### (1) 各種証明書の発行側のメリット

公用請求を受けた市町村の発行業務担当者の確認作業等の負担が大きく軽減され、業務の効率化が図られる。市町村の各種証明書の発行担当者は、人口規模にもよるものの、その他の事務分掌を担っていることがヒアリングからも明らかであるが、公用請求の業務が効率化することにより、その他の住民サービスに係る業務にも支障が出ないことから、行政の目的の1つである住民サービスの向上にも繋がると考えられる。また、業務の効率化が図られることにより、残業等の時間も減ることが想定され、働き方改革にも繋がると考えられる。

#### (2) 各種証明書の請求側のメリット

形式的な請求書に必要事項を記入するのみで足りることから、誤りがない請求をすることができ、再度請求することがなくなったり問い合わせ対応を減らすことができたりする等、業務の効率化が図られ、発行側のメリットにもあるように、住民サービスの向上や働き方改革に繋がると考えられる。

#### (3) 展望

近い将来行政間において住民票等の各種証明書の内容について電子データでやりとりをすることになった際には、統一様式を使用することが不可欠となると想定されることから、制度改正をすることで行政のオンライン化の一助ともなりうると考える。









